

兼松連合健康保険組合 健診事業体系図（被保険者）

【変更のポイント】

- ・目的：健診に含まれるがん検診について、その対象年齢、実施間隔、実施方法を段階的に国の基準に合わせてゆきます。
- ・一般健診コース（がん検診を含まず）を新設。
- ・40歳以上は従来通り、生活習慣病予防健診を受診。35～39歳は一般健診を受診。（コース変更可。但し、自己負担額が発生する場合あり。）
- ・一般健診受診者に対して、「オプション検査費用補助」を新設。
- ・50歳以上の喫煙者に対して「喀痰検査費用補助」を新設。
- ・20～39歳の被保険者及び35～39歳の被扶養者に対して「子宮頸がん検診費用補助」を新設。
- ・生活習慣病予防健診の50歳以上の必須項目からPSA検査を除外。

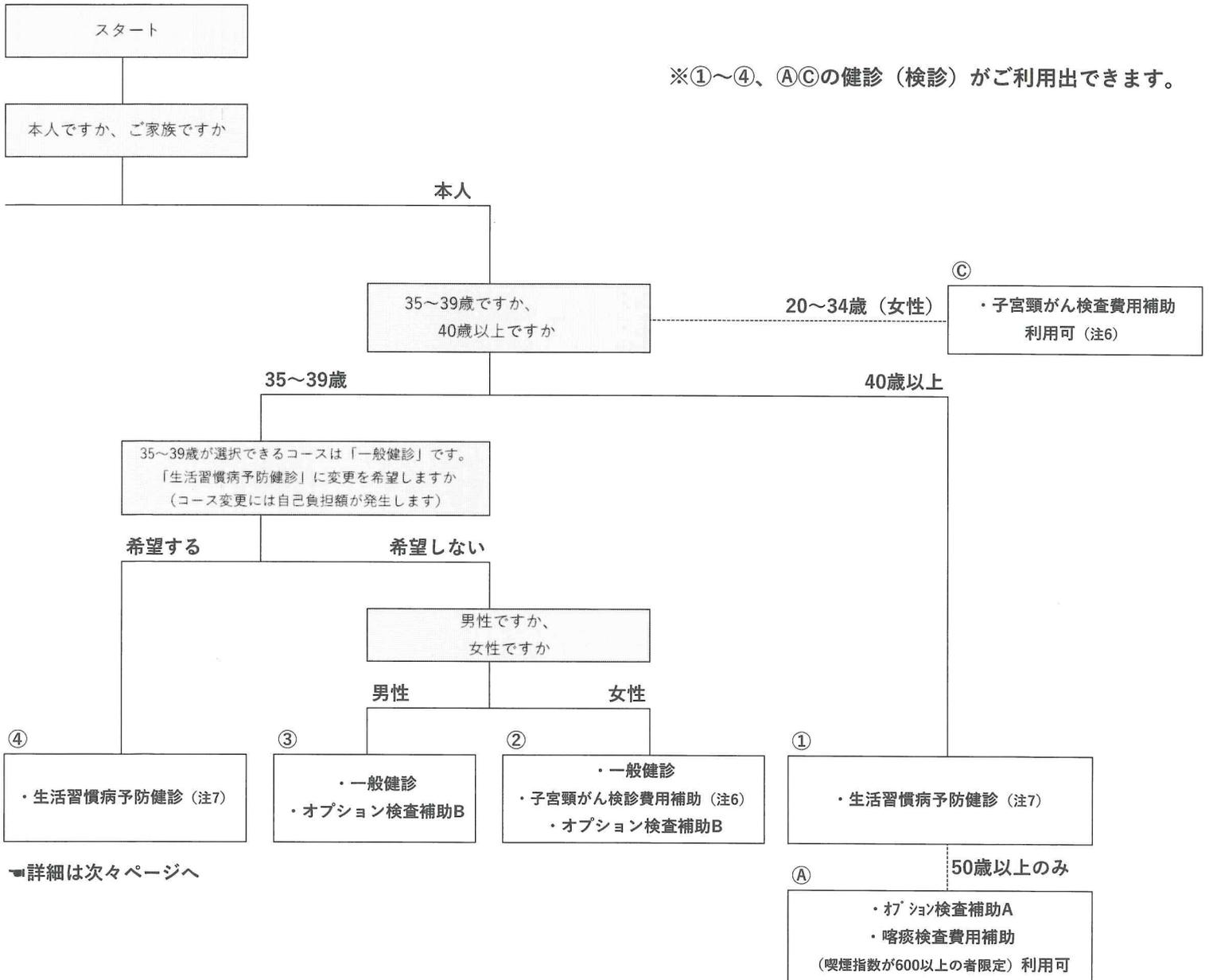
【一般（法定）健診の検査項目】

- ・診察、身体計測、視力、聴力、血圧
- ・尿検査（蛋白、糖）
- ・呼吸器（胸部レントゲン）
- ・循環器（心電図）
- ・血液検査（赤血球、ヘモグロビン）
- ・糖尿病（空腹時血糖）
- ・肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）
- ・脂質（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）

【生活習慣病予防健診の検査項目】

- ・法定健診の検査項目
- ・詳細項目
- ・胃がん検診（内視鏡・レントゲン）
- ・大腸がん検診
- ・乳がん検診（マンモグラフィー・乳房超音波）
- ・子宮頸がん検診

※詳細は健診コース比較表をご参照ください。



※①～④、①③の健診（検診）がご利用いただけます。

▶詳細は次々ページへ

注：・年齢は年度内年齢（その年度の3月31日に於ける年齢）です。

- ・「子宮頸がん検診費用補助」は2年に1回、偶数年齢での受診のみが補助の対象となります。（注6）
- ・「生活習慣病予防健診」で設定されている子宮頸がん検診（希望者）については、当面の間、毎年受診することを可とします。（注7）（国のがん検診に係る基準では隔年実施となっており、毎年受診する必要はありません。）
- ・40歳以上であっても「一般健診」を受診することができます。

令和5年度 受診可能な健診の種類・費用補助及び補助上限額等

区	受診する健診・補助金額・自己負担額	注意事項
① 本人 男女	<p align="center">**生活習慣病予防健診**</p> <p>【契約健診機関で受診】 全額健保負担</p> <p>【一般健診機関で受診】 がん検診の有無に関係なく 一律上限30,000円を補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、40歳以上の被保険者（本人）が対象。 ・契約健診機関で受診の場合は、費用の立て替えなしに受診できます。 ・乳がん検診と子宮頸がん検診は健診コースに含まれますが、希望選択制となっており、受診を希望する場合は健診予約時に申し出が必要です。尚、がん検診に係る国の指針では、乳がん検診は40歳以上、隔年実施、検査方法：マンモグラフィー、子宮頸がん検診は20歳以上、隔年実施となっており、いずれも毎年受診する必要はありません。（注5&7） また、乳がん検診において当面の間「乳房超音波」の受診を可とします。（注4） ・胃がん検診に係る国の指針では、検査方法としてレントゲン・内視鏡が選択できることとなっています。ただし、内視鏡の対象年齢は50歳以上、実施間隔は2年に1回となっています。（当面の間、40歳以上、毎年受診を可とします。） ・50歳以上については、オプション検査費用補助A及び喀痰検査費用補助の対象となります。 ・がん検診については、令和10年度の健診より、国の指針に基づいた運用に全面的に移行する予定です。
② 本人 女	<p align="center">**一般健診**</p> <p>契約健診機関で受診・・・全額健保負担 一般健診機関で受診・・・上限11,000円補助</p> <p align="center">**子宮頸がん検診費用補助（隔年）**</p> <p align="center">上限5,000円補助</p> <p align="center">**オプション検査費用補助B**</p> <p align="center">上限5,000円補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、35～39歳の被保険者（本人）が対象。 ・契約健診機関で受診の場合は、費用の立て替えなしに受診できます。 ・子宮頸がん検診は、偶数年齢（年度内）での受診に限り補助の対象となります。（注6） ・オプション検査費用補助Bを利用して、検査項目を任意に追加することが出来ます。がん検診項目に当該補助を充当することも可とします。
③ 本人 男	<p align="center">**一般検診**</p> <p>契約健診機関で受診・・・全額健保負担 一般健診機関で受診・・・上限11,000円補助</p> <p align="center">**オプション検査費用補助B**</p> <p align="center">上限5,000円補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、35～39歳の被保険者（本人）が対象。 ・契約健診機関で受診の場合は、費用の立て替えなしに受診できます。 ・オプション検査費用補助Bを利用して、検査項目を任意に追加することが出来ます。がん検診項目に当該補助を充当することも可とします
④ 本人 男女	<p align="center">**一般健診から生活習慣病予防健診へのコース変更**</p> <p>【契約健診機関で受診】 がん検診の有無に関係なく、 一律15,000円の自己負担</p> <p>【一般健診機関で生活習慣病予防健診相当の健診を受診した場合】 がん検診の有無に関係なく、 一律16,000円を補助</p>	<p>【契約健診機関で受診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般健診から生活習慣病予防健診に変更希望の方は、変更費用15,000円を自己負担し、コース変更することが出来ます。 ・乳がん検診と子宮頸がん検診は健診コースに含まれますが、希望選択制となっており、受診を希望する場合は健診予約時に申し出が必要です。尚、がん検診に係る国の指針では、乳がん検診は40歳以上、隔年実施、検査方法：マンモグラフィー、子宮頸がん検診は20歳以上、隔年実施となっており、いずれも毎年受診する必要はありません。（注5&7） また、乳がん検診において当面の間「乳房超音波」の受診を可とします。（注4） ・胃がん検診に係る国の指針では、検査方法としてレントゲン・内視鏡が選択できることとなっています。ただし、内視鏡の対象年齢は50歳以上、実施間隔は2年に1回となっています。（当面の間、40歳以上、毎年受診を可とします。） ・がん検診については、令和10年度の健診より、国の指針に基づいた運用に全面的に移行する予定です。 ・費用精算：契約健診機関の窓口で個人がコース変更に伴う自己負担額を支払います。
⑤ 家族 男女	<p align="center">**生活習慣病予防健診**</p> <p>【契約健診機関で受診】 全額健保負担</p> <p>【一般健診機関で受診】 がん検診の有無に関係なく 一律上限30,000円を補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、40歳以上の被扶養者（家族）が対象。 ・契約健診機関で受診の場合は、費用の立て替えなしに受診できます。 ・乳がん検診と子宮頸がん検診は健診コースに含まれますが、希望選択制となっており、受診を希望する場合は健診予約時に申し出が必要です。尚、がん検診に係る国の指針では、乳がん検診は40歳以上、隔年実施、検査方法：マンモグラフィー、子宮頸がん検診は20歳以上、隔年実施となっており、いずれも毎年受診する必要はありません。（注5&7） また、乳がん検診において当面の間「乳房超音波」の受診を可とします。（注4） ・胃がん検診に係る国の指針では、検査方法としてレントゲン・内視鏡が選択できることとなっています。ただし、内視鏡の対象年齢は50歳以上、実施間隔は2年に1回となっています。（当面の間、40歳以上、毎年受診を可とします。） ・50歳以上については、喀痰検査補助の対象となります。 ・がん検診については、令和10年度の健診より、国の指針に基づいた運用に全面的に移行する予定です。

⑥ 家族 女	<p align="center">**一般健診**</p> <p>契約健診機関で受診・・・全額健保負担 一般健診機関で受診・・・上限11,000円補助</p> <hr/> <p align="center">**子宮頸がん検診費用補助（隔年）**</p> <p align="center">上限5,000円補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、35～39歳の被扶養者（家族）が対象。 ・契約健診機関で受診の場合は、費用の立て替えなしに受診できます。 ・子宮頸がん検診は、偶数年齢（年度内）での受診に限り補助の対象となります。（注6）
⑦ 家族 男	<p align="center">**一般検診**</p> <p>契約健診機関で受診・・・全額健保負担 一般健診機関で受診・・・上限11,000円補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、35～39歳の被扶養者（家族）が対象。 ・契約健診機関で受診の場合は、費用の立て替えなしに受診できます。
⑧ 家族 男女	<p align="center">**一般健診から生活習慣病予防健診 へのコース変更**</p> <p>【契約健診機関で受診】 がん検診の受診の有無に関係なく、 一律20,000円の自己負担</p> <p>【一般健診機関で生活習慣病予防健診相当 の健診を受診した場合】 がん検診の受診に関係なく、 一律11,000円を補助</p>	<p>【契約健診機関で受診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般健診から生活習慣病予防健診に変更希望の方は、変更費用20,000円を自己負担し、コース変更することが出来ます。 ・乳がん検診と子宮頸がん検診は健診コースに含まれますが、希望選択制となっており、受診を希望する場合は健診予約時に申し出が必要です。尚、がん検診に係る国の指針では、乳がん検診は40歳以上、隔年実施、検査方法：マンモグラフィー、子宮頸がん検診は20歳以上、隔年実施となっており、いずれも毎年受診する必要はありません。（注5&7） また、乳がん検診において当面の間「乳房超音波」の受診を可とします。（注4） ・胃がん検診に係る国の指針では、検査方法としてレントゲン・内視鏡が選択できることとなっています。ただし、内視鏡の対象年齢は50歳以上、実施間隔は2年に1回となっています。（当面の間、40歳以上、毎年受診を可とします。） ・がん検診については、令和10年度の健診より、国の指針に基づいた運用に全面的に移行する予定です。 ・費用精算：契約健診機関の窓口で個人がコース変更に伴う自己負担額を支払います。
⑨ 本人 男女	<p align="center">**オプション検査費用補助A**</p> <p align="center">上限3,000円補助</p> <hr/> <p align="center">**喀痰検査費用補助**</p> <p align="center">上限500円補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・50歳以上の被保険者（本人）が対象。 ・オプション検査補助を利用して、検査項目を任意に追加することが出来ます。 ・喀痰検査費用補助は、喫煙指数が600以上の方が対象となります。尚、当該費用にオプション検査補助を使用することも可能とします。
⑩ 家族 男女	<p align="center">**喀痰検査費用補助**</p> <p align="center">上限500円補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・50歳以上の被扶養者（家族）が対象。 ・喀痰検査費用補助は、喫煙指数が600以上の方が対象となります。尚、当該費用にオプション検査補助を使用することも可能とします。
⑪ 本人 女	<p align="center">**子宮頸がん検診費用補助（隔年）**</p> <p align="center">上限5,000円補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・20～34歳の被保険者（本人）が対象。 ・子宮頸がん検診は、偶数年齢（年度内）での受診に限り補助の対象となります。（注6）
⑫ 本人 家族 男女	<p align="center">**2次（精密）検査費用補助**</p> <p align="center">上限15,000円補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上は生活習慣病予防健診項目（但し、乳がん検診・子宮頸がん検診を除く）、35～39歳は一般健診項目に対する2次（精密）検査を補助の対象とします。オプション検査、喀痰検査及びコース変更により追加された検査項目、乳がん・子宮頸がん検診に対する2次（精密）検査は補助の対象外となります。 ・詳細はHPをご参照ください。
⑬ ★本人 家族 男女	<p align="center">**生活習慣病予防健診から一般検診 へのコース変更**</p> <p>【契約健診機関で受診】 全額健保負担</p> <p>【一般健診機関で受診】 上限11,000円補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の方が一般健診へコース変更することが出来ます。 ・契約健診機関で受診の場合は、費用の立て替えなしに受診できます。 ・被保険者（本人）の方はオプション検査費用補助B及び子宮頸がん検診費用補助を利用することが出来ます。（注意事項は上記に同じ） ・被扶養者（家族）の方は子宮頸がん健診費用補助を利用することが出来ます。（注意事項は上記に同じ）